

漁業法第 62 条第 1 項の規定により海区漁場計画を次のとおり定める。

令和 5 年 5 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 漁業権の免許に関する事項

- (1) 免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日
- (2) 申請期間 令和 5 年 6 月 8 日から同年 7 月 7 日まで

2 定置漁業権 定置漁業権に係る漁業権ごとの漁場の位置、区域、漁業時期、漁業の名称及び条件

(1) 漁業権の公示番号 定第 1 号

ア 漁場の位置 横須賀市長沢地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度11分23.09秒 東経139度41分14.49秒の所
- B 北緯35度11分08.23秒 東経139度41分34.11秒の所
- C 北緯35度11分04.41秒 東経139度41分29.47秒の所
- D 北緯35度11分19.35秒 東経139度41分09.99秒の所

区域 上記の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 いわし定置漁業

オ 条件 なし

(2) 漁業権の公示番号 定第 2 号

ア 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度09分51.37秒 東経139度41分21.15秒の所
- B 北緯35度09分51.94秒 東経139度41分39.01秒の所
- C 北緯35度09分46.33秒 東経139度41分39.01秒の所
- D 北緯35度09分47.59秒 東経139度41分21.15秒の所

区域 上記の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 いわし・さば定置漁業

オ 条件 なし

(3) 漁業権の公示番号 定第3号

ア 漁場の位置 三浦市南下浦町毘沙門地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度07分58.69秒 東経139度39分43.30秒の所

B 北緯35度07分45.08秒 東経139度39分50.86秒の所

C 北緯35度07分41.12秒 東経139度39分39.34秒の所

D 北緯35度07分55.41秒 東経139度39分32.86秒の所

区域 上記のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

オ 条件 なし

(4) 漁業権の公示番号 定第4号

ア 漁場の位置 三浦市諸磯埼地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度09分36.61秒 東経139度36分11.41秒の所

B 北緯35度09分37.90秒 東経139度35分53.70秒の所

C 北緯35度09分34.88秒 東経139度35分53.34秒の所

D 北緯35度09分35.24秒 東経139度35分48.51秒の所

E 北緯35度09分46.51秒 東経139度35分49.77秒の所

F 北緯35度09分46.15秒 東経139度35分54.60秒の所

G 北緯35度09分43.09秒 東経139度35分54.23秒の所

H 北緯35度09分41.79秒 東経139度36分11.98秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH及びHAの8直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

オ 条件 なし

(5) 漁業権の公示番号 定第5号

ア 漁場の位置 三浦市黒埼地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度10分42.70秒 東経139度36分09.50秒の所

- B 北緯35度10分39.17秒 東経139度35分52.36秒の所
- C 北緯35度10分36.33秒 東経139度35分53.26秒の所
- D 北緯35度10分35.00秒 東経139度35分46.93秒の所
- E 北緯35度10分45.94秒 東経139度35分43.58秒の所
- F 北緯35度10分47.24秒 東経139度35分49.84秒の所
- G 北緯35度10分44.36秒 東経139度35分50.74秒の所
- H 北緯35度10分47.92秒 東経139度36分07.84秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH及びHAの8直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

オ 条件 なし

(6) 漁業権の公示番号 定第6号

ア 漁場の位置 横須賀市長井地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度12分51.40秒 東経139度34分44.11秒の所
- B 北緯35度12分41.29秒 東経139度34分34.10秒の所
- C 北緯35度12分42.62秒 東経139度34分11.20秒の所
- D 北緯35度12分33.47秒 東経139度34分10.41秒の所
- E 北緯35度12分34.01秒 東経139度34分00.76秒の所
- F 北緯35度12分52.34秒 東経139度34分02.35秒の所
- G 北緯35度12分51.80秒 東経139度34分11.99秒の所
- H 北緯35度12分49.03秒 東経139度34分11.78秒の所
- I 北緯35度12分47.95秒 東経139度34分30.57秒の所
- J 北緯35度12分55.47秒 東経139度34分38.02秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ及びJAの10直線によって
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業

オ 条件 なし

(7) 漁業権の公示番号 定第7号

ア 漁場の位置 横須賀市芦名地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度13分23.98秒 東経139度35分08.01秒の所

B 北緯35度13分05.12秒 東経139度34分30.93秒の所

C 北緯35度13分22.07秒 東経139度34分17.29秒の所

D 北緯35度13分35.14秒 東経139度34分59.62秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(8) 漁業権の公示番号 定第8号

ア 漁場の位置 鎌倉市稲村ヶ埼地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度16分47.49秒 東経139度31分27.44秒の所

B 北緯35度16分27.40秒 東経139度31分18.33秒の所

C 北緯35度16分33.27秒 東経139度31分00.19秒の所

D 北緯35度16分38.10秒 東経139度31分02.20秒の所

E 北緯35度16分36.15秒 東経139度31分07.71秒の所

F 北緯35度16分51.38秒 東経139度31分14.26秒の所

区域 上記のA B、B C、C D、D E、E F及びF Aの6直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業

オ 条件 なし

(9) 漁業権の公示番号 定第9号

ア 漁場の位置 鎌倉市行合川地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度16分58.43秒 東経139度30分11.08秒の所

B 北緯35度16分54.47秒 東経139度30分09.25秒の所

C 北緯35度16分55.66秒 東経139度30分05.54秒の所

D 北緯35度16分44.72秒 東経139度30分00.43秒の所

E 北緯35度16分43.57秒 東経139度30分04.13秒の所

F 北緯35度16分38.13秒 東経139度30分01.62秒の所

G 北緯35度16分44.04秒 東経139度29分42.75秒の所

H 北緯35度16分49.51秒 東経139度29分45.31秒の所

I 北緯35度16分47.42秒 東経139度29分51.93秒の所

J 北緯35度17分02.25秒 東経139度29分58.88秒の所

区域 上記のA B、B C、C D、D E、E F、F G、G H、H I、I J及びJ Aの10直線によって
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業

オ 条件 なし

(10) 漁業権の公示番号 定第10号

ア 漁場の位置 藤沢市江の島地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度17分24.90秒 東経139度28分47.31秒の所

B 北緯35度17分09.34秒 東経139度28分39.32秒の所

C 北緯35度17分08.12秒 東経139度28分42.96秒の所

D 北緯35度17分02.11秒 東経139度28分39.89秒の所

E 北緯35度17分10.06秒 東経139度28分16.93秒の所

F 北緯35度17分16.04秒 東経139度28分19.99秒の所

G 北緯35度17分12.66秒 東経139度28分29.85秒の所

H 北緯35度17分28.21秒 東経139度28分37.81秒の所

区域 上記のA B、B C、C D、D E、E F、F G、G H及びH Aの8直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(11) 漁業権の公示番号 定第11号

ア 漁場の位置 茅ヶ崎市平島地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度18分05.94秒 東経139度24分28.90秒の所

B 北緯35度17分53.98秒 東経139度24分27.68秒の所

C 北緯35度17分53.30秒 東経139度24分33.94秒の所

D 北緯35度17分48.44秒 東経139度24分33.44秒の所

E 北緯35度17分50.64秒 東経139度24分13.75秒の所

F 北緯35度17分55.49秒 東経139度24分14.03秒の所

G 北緯35度17分54.81秒 東経139度24分20.26秒の所

H 北緯35度18分02.91秒 東経139度24分20.77秒の所

I 北緯35度18分03.05秒 東経139度24分16.84秒の所

J 北緯35度18分06.26秒 東経139度24分17.02秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ及びJAの10直線によって
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(12) 漁業権の公示番号 定第12号

ア 漁場の位置 平塚市龍城ヶ丘地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度18分14.29秒 東経139度20分53.37秒の所

B 北緯35度17分56.90秒 東経139度20分53.62秒の所

C 北緯35度17分56.79秒 東経139度20分40.77秒の所

D 北緯35度18分14.47秒 東経139度20分39.40秒の所

区域 上記のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(13) 漁業権の公示番号 定第13号

ア 漁場の位置 中郡大磯町大磯地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度18分00.31秒 東経139度19分02.57秒の所

B 北緯35度17分50.49秒 東経139度19分06.91秒の所

C 北緯35度17分50.83秒 東経139度19分08.03秒の所

D 北緯35度17分45.92秒 東経139度19分10.34秒の所

E 北緯35度17分41.76秒 東経139度18分56.46秒の所

F 北緯35度17分46.66秒 東経139度18分54.18秒の所

G 北緯35度17分47.21秒 東経139度18分56.04秒の所

H 北緯35度17分57.01秒 東経139度18分51.55秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH及びHAの8直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(14) 漁業権の公示番号 定第14号

ア 漁場の位置 中郡二宮町山西地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度17分21.01秒 東経139度14分50.81秒の所

B 北緯35度17分05.67秒 東経139度14分57.44秒の所

C 北緯35度17分01.03秒 東経139度14分40.81秒の所

D 北緯35度17分06.86秒 東経139度14分38.25秒の所

E 北緯35度17分07.15秒 東経139度14分38.93秒の所

F 北緯35度17分16.58秒 東経139度14分35.01秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(15) 漁業権の公示番号 定第15号

ア 漁場の位置 小田原市石橋地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度13分30.35秒 東経139度08分36.63秒の所

B 北緯35度13分28.09秒 東経139度08分45.92秒の所

C 北緯35度13分27.76秒 東経139度08分54.09秒の所

D 北緯35度13分13.69秒 東経139度08分52.83秒の所

E 北緯35度13分14.15秒 東経139度08分44.73秒の所

F 北緯35度13分17.00秒 東経139度08分44.84秒の所

G 北緯35度13分20.02秒 東経139度08分34.76秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG及びGAの7直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(16) 漁業権の公示番号 定第16号

ア 漁場の位置 小田原市米神地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度13分04.33秒 東経139度08分37.06秒の所

B 北緯35度12分54.43秒 東経139度09分03.16秒の所

C 北緯35度12分37.97秒 東経139度08分55.31秒の所

D 北緯35度12分41.18秒 東経139度08分47.83秒の所

E 北緯35度12分43.34秒 東経139度08分48.76秒の所

F 北緯35度12分49.06秒 東経139度08分33.39秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(17) 漁業権の公示番号 定第17号

ア 漁場の位置 小田原市根府川地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度12分14.75秒 東経139度08分32.53秒の所

B 北緯35度12分09.64秒 東経139度08分49.02秒の所

C 北緯35度12分01.26秒 東経139度08分46.89秒の所

D 北緯35度12分06.66秒 東経139度08分30.91秒の所

区域 上記のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(18) 漁業権の公示番号 定第18号

ア 漁場の位置 小田原市江之浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度11分21.22秒 東経139度08分27.99秒の所
- B 北緯35度11分16.47秒 東経139度08分42.90秒の所
- C 北緯35度11分07.51秒 東経139度08分41.38秒の所
- D 北緯35度11分14.89秒 東経139度08分24.54秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(19) 漁業権の公示番号 定第19号

ア 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度10分26.18秒 東経139度08分37.67秒の所
- B 北緯35度10分29.60秒 東経139度08分52.26秒の所
- C 北緯35度10分16.64秒 東経139度08分54.60秒の所
- D 北緯35度10分14.91秒 東経139度08分39.94秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(20) 漁業権の公示番号 定第20号

ア 漁場の位置 足柄下郡真鶴町真鶴地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度09分05.47秒 東経139度09分12.77秒の所
- B 北緯35度09分12.16秒 東経139度09分38.08秒の所
- C 北緯35度08分51.64秒 東経139度09分45.32秒の所
- D 北緯35度08分56.58秒 東経139度09分15.29秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(21) 漁業権の公示番号 定第21号

ア 漁場の位置 足柄下郡湯河原町福浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度08分53.66秒 東経139度08分07.76秒の所

B 北緯35度08分31.84秒 東経139度08分15.14秒の所

C 北緯35度08分32.71秒 東経139度08分18.95秒の所

D 北緯35度08分29.54秒 東経139度08分20.00秒の所

E 北緯35度08分24.43秒 東経139度07分57.28秒の所

F 北緯35度08分49.41秒 東経139度07分48.89秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

3 区画漁業権に係る漁業権ごとの漁業の名称、漁場の位置、区域、漁業時期、個別漁業権又は団体漁業権の別、関係地区及び条件

(1) 海藻養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第1号

(ア) 漁場の位置 横浜市金沢区福浦地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

A 北緯35度20分33.07秒 東経139度39分28.94秒の所

B 北緯35度21分10.90秒 東経139度39分29.41秒の所

C 北緯35度21分11.23秒 東経139度39分42.76秒の所

D 北緯35度20分32.81秒 東経139度39分42.94秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横浜市中区、南区、磯子区及び金沢区

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

イ 漁業権の公示番号 区第2号

(ア) 漁場の位置 横須賀市夏島町地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

A 北緯35度19分52.96秒 東経139度38分36.13秒の所

- B 北緯 35 度 19 分 47.60 秒 東経 139 度 39 分 00.82 秒の所
- C 北緯 35 度 19 分 43.03 秒 東経 139 度 38 分 59.53 秒の所
- D 北緯 35 度 19 分 48.28 秒 東経 139 度 38 分 34.83 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月15日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横浜市中区、南区、磯子区及び金沢区
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ウ 漁業権の公示番号 区第3号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市三春町地先
- (イ) 漁場の区域
次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 16 分 36.22 秒 東経 139 度 41 分 32.74 秒の所
 - B 北緯 35 度 16 分 29.71 秒 東経 139 度 41 分 43.80 秒の所
 - C 北緯 35 度 16 分 22.90 秒 東経 139 度 41 分 38.54 秒の所
 - D 北緯 35 度 16 分 28.95 秒 東経 139 度 41 分 26.91 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年6月15日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

エ 漁業権の公示番号 区第4号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市大津町地先
- (イ) 漁場の区域
次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 16 分 30.68 秒 東経 139 度 41 分 52.18 秒の所
 - B 北緯 35 度 16 分 28.05 秒 東経 139 度 42 分 06.22 秒の所
 - C 北緯 35 度 15 分 59.03 秒 東経 139 度 41 分 49.92 秒の所
 - D 北緯 35 度 16 分 01.66 秒 東経 139 度 41 分 37.10 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

オ 漁業権の公示番号 区第5号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市大津町地先
- (イ) 漁場の区域
次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK、KL及びLAの12直線

によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯 35 度 16 分 26.50 秒 東経 139 度 42 分 09.03 秒の所
- B 北緯 35 度 16 分 20.60 秒 東経 139 度 42 分 55.47 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 49.50 秒 東経 139 度 42 分 50.03 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 49.75 秒 東経 139 度 42 分 38.44 秒の所
- E 北緯 35 度 15 分 50.11 秒 東経 139 度 42 分 37.22 秒の所
- F 北緯 35 度 15 分 50.29 秒 東経 139 度 42 分 29.16 秒の所
- G 北緯 35 度 15 分 50.00 秒 東経 139 度 42 分 27.93 秒の所
- H 北緯 35 度 15 分 50.36 秒 東経 139 度 42 分 11.73 秒の所
- I 北緯 35 度 15 分 52.77 秒 東経 139 度 41 分 56.94 秒の所
- J 北緯 35 度 15 分 58.31 秒 東経 139 度 41 分 58.52 秒の所
- K 北緯 35 度 15 分 59.00 秒 東経 139 度 41 分 55.17 秒の所
- L 北緯 35 度 16 分 03.93 秒 東経 139 度 41 分 56.68 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

カ 漁業権の公示番号 区第6号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK及びKAの11直線によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯 35 度 16 分 14.23 秒 東経 139 度 42 分 54.93 秒の所
- B 北緯 35 度 16 分 09.48 秒 東経 139 度 43 分 34.85 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 57.13 秒 東経 139 度 43 分 30.25 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 56.34 秒 東経 139 度 43 分 26.50 秒の所
- E 北緯 35 度 15 分 55.22 秒 東経 139 度 43 分 26.79 秒の所
- F 北緯 35 度 15 分 54.72 秒 東経 139 度 43 分 20.85 秒の所
- G 北緯 35 度 15 分 53.49 秒 東経 139 度 43 分 20.99 秒の所
- H 北緯 35 度 15 分 51.73 秒 東経 139 度 43 分 21.64 秒の所
- I 北緯 35 度 15 分 52.09 秒 東経 139 度 43 分 08.68 秒の所
- J 北緯 35 度 16 分 01.16 秒 東経 139 度 43 分 05.01 秒の所
- K 北緯 35 度 16 分 03.54 秒 東経 139 度 42 分 52.99 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

キ 漁業権の公示番号 区第7号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びIAの9直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 15 分 54.39 秒 東経 139 度 43 分 33.49 秒の所

B 北緯 35 度 15 分 52.41 秒 東経 139 度 43 分 34.17 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 51.08 秒 東経 139 度 43 分 32.19 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 48.09 秒 東経 139 度 43 分 22.98 秒の所

E 北緯 35 度 15 分 48.20 秒 東経 139 度 43 分 14.37 秒の所

F 北緯 35 度 15 分 49.32 秒 東経 139 度 43 分 09.69 秒の所

G 北緯 35 度 15 分 51.33 秒 東経 139 度 43 分 09.91 秒の所

H 北緯 35 度 15 分 51.15 秒 東経 139 度 43 分 23.05 秒の所

I 北緯 35 度 15 分 53.46 秒 東経 139 度 43 分 22.18 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ク 漁業権の公示番号 区第8号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 15 分 56.62 秒 東経 139 度 43 分 32.98 秒の所

B 北緯 35 度 15 分 57.41 秒 東経 139 度 43 分 36.26 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 54.18 秒 東経 139 度 43 分 36.80 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 52.56 秒 東経 139 度 43 分 34.39 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ケ 漁業権の公示番号 区第9号

(ア) 漁場の位置 横須賀市破崎地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 16 分 06.99 秒 東経 139 度 43 分 42.59 秒の所

- B 北緯 35 度 16 分 03.89 秒 東経 139 度 43 分 53.54 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 56.73 秒 東経 139 度 43 分 50.37 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 59.86 秒 東経 139 度 43 分 39.46 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

コ 漁業権の公示番号 区第10号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市走水二丁目地先
- (イ) 漁場の区域
次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 15 分 48.74 秒 東経 139 度 43 分 55.63 秒の所
 - B 北緯 35 度 15 分 46.97 秒 東経 139 度 43 分 56.92 秒の所
 - C 北緯 35 度 15 分 46.22 秒 東経 139 度 43 分 55.30 秒の所
 - D 北緯 35 度 15 分 48.02 秒 東経 139 度 43 分 54.15 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

サ 漁業権の公示番号 区第11号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市伊勢山崎地先
- (イ) 漁場の区域
次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 15 分 53.71 秒 東経 139 度 44 分 15.97 秒の所
 - B 北緯 35 度 15 分 49.68 秒 東経 139 度 44 分 24.21 秒の所
 - C 北緯 35 度 15 分 43.73 秒 東経 139 度 44 分 19.93 秒の所
 - D 北緯 35 度 15 分 47.01 秒 東経 139 度 44 分 11.65 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

シ 漁業権の公示番号 区第12号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市鴨居四丁目地先
- (イ) 漁場の区域
次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯 35 度 15 分 19.04 秒 東経 139 度 44 分 50.89 秒の所
- B 北緯 35 度 15 分 16.41 秒 東経 139 度 44 分 51.03 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 16.34 秒 東経 139 度 44 分 48.58 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 18.86 秒 東経 139 度 44 分 48.26 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ス 漁業権の公示番号 区第13号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市亀崎地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯 35 度 14 分 50.35 秒 東経 139 度 44 分 21.22 秒の所
- B 北緯 35 度 14 分 44.95 秒 東経 139 度 44 分 28.42 秒の所
- C 北緯 35 度 14 分 37.21 秒 東経 139 度 44 分 21.22 秒の所
- D 北緯 35 度 14 分 43.29 秒 東経 139 度 44 分 11.54 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

セ 漁業権の公示番号 区第14号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市鳥ヶ崎地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E及びE Aの5直線によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯 35 度 14 分 38.29 秒 東経 139 度 44 分 11.86 秒の所
- B 北緯 35 度 14 分 34.36 秒 東経 139 度 44 分 19.71 秒の所
- C 北緯 35 度 14 分 19.89 秒 東経 139 度 44 分 15.10 秒の所
- D 北緯 35 度 14 分 20.04 秒 東経 139 度 44 分 01.06 秒の所
- E 北緯 35 度 14 分 26.98 秒 東経 139 度 44 分 00.45 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ソ 漁業権の公示番号 区第15号

(ア) 漁場の位置 横須賀市鴨居二丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 14 分 20.72 秒 東経 139 度 43 分 33.13 秒の所

B 北緯 35 度 14 分 27.16 秒 東経 139 度 43 分 59.23 秒の所

C 北緯 35 度 14 分 18.34 秒 東経 139 度 44 分 01.31 秒の所

D 北緯 35 度 14 分 14.17 秒 東経 139 度 43 分 39.43 秒の所

E 北緯 35 度 14 分 15.79 秒 東経 139 度 43 分 34.68 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

タ 漁業権の公示番号 区第16号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 13 分 37.23 秒 東経 139 度 43 分 45.83 秒の所

B 北緯 35 度 13 分 36.01 秒 東経 139 度 43 分 54.15 秒の所

C 北緯 35 度 13 分 29.53 秒 東経 139 度 43 分 52.75 秒の所

D 北緯 35 度 13 分 30.82 秒 東経 139 度 43 分 44.47 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

チ 漁業権の公示番号 区第17号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 13 分 26.11 秒 東経 139 度 43 分 20.46 秒の所

B 北緯 35 度 13 分 26.65 秒 東経 139 度 43 分 34.13 秒の所

C 北緯 35 度 13 分 17.58 秒 東経 139 度 43 分 35.11 秒の所

D 北緯 35 度 13 分 19.16 秒 東経 139 度 43 分 25.42 秒の所

E 北緯 35 度 13 分 22.65 秒 東経 139 度 43 分 20.82 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ツ 漁業権の公示番号 区第 18 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 40.25 秒 東経 139 度 43 分 06.88 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 40.98 秒 東経 139 度 43 分 12.97 秒の所
- C 北緯 35 度 13 分 35.65 秒 東経 139 度 43 分 14.77 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 35.21 秒 東経 139 度 43 分 08.58 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

テ 漁業権の公示番号 区第 19 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市久里浜七丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 33.71 秒 東経 139 度 42 分 54.47 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 32.35 秒 東経 139 度 42 分 58.07 秒の所
- C 北緯 35 度 13 分 28.53 秒 東経 139 度 42 分 55.87 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 29.93 秒 東経 139 度 42 分 52.27 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ト 漁業権の公示番号 区第 20 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市久里浜八丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 16.75 秒 東経 139 度 43 分 14.26 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 14.33 秒 東経 139 度 43 分 17.47 秒の所
- C 北緯 35 度 13 分 10.99 秒 東経 139 度 43 分 13.72 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 13.40 秒 東経 139 度 43 分 10.52 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ナ 漁業権の公示番号 区第21号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市野比地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯35度12分14.29秒 東経139度41分24.43秒の所
- B 北緯35度12分04.53秒 東経139度40分55.27秒の所
- C 北緯35度11分59.13秒 東経139度40分48.00秒の所
- D 北緯35度12分03.63秒 東経139度40分43.46秒の所
- E 北緯35度12分24.48秒 東経139度41分18.34秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ニ 漁業権の公示番号 区第22号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市津久井地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯35度11分48.04秒 東経139度40分47.81秒の所
- B 北緯35度11分33.28秒 東経139度40分27.73秒の所
- C 北緯35度11分45.06秒 東経139度40分15.20秒の所
- D 北緯35度11分59.02秒 東経139度40分36.12秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ヌ 漁業権の公示番号 区第23号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町上宮田地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯35度11分24.82秒 東経139度39分51.04秒の所

- B 北緯 35 度 11 分 17.19 秒 東経 139 度 39 分 59.14 秒の所
- C 北緯 35 度 11 分 02.57 秒 東経 139 度 39 分 50.50 秒の所
- D 北緯 35 度 10 分 58.08 秒 東経 139 度 39 分 35.67 秒の所
- E 北緯 35 度 11 分 00.56 秒 東経 139 度 39 分 25.45 秒の所
- F 北緯 35 度 11 分 06.39 秒 東経 139 度 39 分 28.90 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町上宮田
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ネ 漁業権の公示番号 区第 24 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町菊名地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 10 分 49.69 秒 東経 139 度 39 分 27.25 秒の所
- B 北緯 35 度 10 分 47.81 秒 東経 139 度 39 分 33.62 秒の所
- C 北緯 35 度 10 分 40.83 秒 東経 139 度 39 分 47.26 秒の所
- D 北緯 35 度 10 分 34.17 秒 東経 139 度 39 分 42.04 秒の所
- E 北緯 35 度 10 分 44.03 秒 東経 139 度 39 分 22.78 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ノ 漁業権の公示番号 区第 25 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 10 分 24.59 秒 東経 139 度 39 分 46.36 秒の所
- B 北緯 35 度 10 分 23.08 秒 東経 139 度 39 分 48.92 秒の所
- C 北緯 35 度 10 分 19.88 秒 東経 139 度 39 分 46.18 秒の所
- D 北緯 35 度 10 分 21.43 秒 東経 139 度 39 分 43.63 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ハ 漁業権の公示番号 区第 26 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 10 分 00.65 秒 東経 139 度 39 分 41.65 秒の所

B 北緯 35 度 09 分 59.61 秒 東経 139 度 39 分 58.75 秒の所

C 北緯 35 度 09 分 43.91 秒 東経 139 度 40 分 19.84 秒の所

D 北緯 35 度 09 分 33.44 秒 東経 139 度 40 分 26.07 秒の所

E 北緯 35 度 09 分 32.21 秒 東経 139 度 40 分 18.04 秒の所

F 北緯 35 度 09 分 46.65 秒 東経 139 度 39 分 41.97 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ヒ 漁業権の公示番号 区第 27 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 08 分 57.15 秒 東経 139 度 40 分 50.34 秒の所

B 北緯 35 度 08 分 56.83 秒 東経 139 度 40 分 59.66 秒の所

C 北緯 35 度 08 分 50.42 秒 東経 139 度 40 分 58.22 秒の所

D 北緯 35 度 08 分 51.10 秒 東経 139 度 40 分 48.97 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

フ 漁業権の公示番号 区第 28 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 08 分 29.72 秒 東経 139 度 40 分 18.98 秒の所

B 北緯 35 度 08 分 29.18 秒 東経 139 度 40 分 23.12 秒の所

C 北緯 35 度 08 分 26.69 秒 東経 139 度 40 分 22.58 秒の所

D 北緯 35 度 08 分 26.52 秒 東経 139 度 40 分 18.26 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

へ 漁業権の公示番号 区第 29 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 08 分 33.68 秒 東経 139 度 39 分 58.24 秒の所
- B 北緯 35 度 08 分 33.21 秒 東経 139 度 40 分 02.96 秒の所
- C 北緯 35 度 08 分 29.65 秒 東経 139 度 40 分 02.38 秒の所
- D 北緯 35 度 08 分 30.15 秒 東経 139 度 39 分 57.67 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ホ 漁業権の公示番号 区第 30 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 08 分 37.28 秒 東経 139 度 39 分 53.71 秒の所
- B 北緯 35 度 08 分 36.99 秒 東経 139 度 39 分 55.25 秒の所
- C 北緯 35 度 08 分 31.99 秒 東経 139 度 39 分 57.92 秒の所
- D 北緯 35 度 08 分 23.06 秒 東経 139 度 39 分 55.11 秒の所
- E 北緯 35 度 08 分 23.35 秒 東経 139 度 39 分 53.56 秒の所
- F 北緯 35 度 08 分 32.31 秒 東経 139 度 39 分 56.37 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

マ 漁業権の公示番号 区第 31 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 08 分 19.71 秒 東経 139 度 39 分 50.75 秒の所
- B 北緯 35 度 08 分 18.56 秒 東経 139 度 39 分 53.38 秒の所

- C 北緯 35 度 08 分 15.57 秒 東経 139 度 39 分 51.47 秒の所
- D 北緯 35 度 08 分 16.69 秒 東経 139 度 39 分 48.85 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ミ 漁業権の公示番号 区第 32 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町毘沙門地先
- (イ) 漁場の区域
次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 08 分 28.46 秒 東経 139 度 39 分 53.78 秒の所
 - B 北緯 35 度 08 分 28.21 秒 東経 139 度 39 分 54.97 秒の所
 - C 北緯 35 度 08 分 19.60 秒 東経 139 度 39 分 52.48 秒の所
 - D 北緯 35 度 08 分 20.11 秒 東経 139 度 39 分 48.52 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町毘沙門
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ム 漁業権の公示番号 区第 33 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町諸磯地先
- (イ) 漁場の区域
次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 09 分 25.92 秒 東経 139 度 36 分 47.44 秒の所
 - B 北緯 35 度 09 分 25.23 秒 東経 139 度 36 分 50.90 秒の所
 - C 北緯 35 度 09 分 24.01 秒 東経 139 度 36 分 50.40 秒の所
 - D 北緯 35 度 09 分 24.65 秒 東経 139 度 36 分 46.94 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市三崎町諸磯のうち白須、新堀及び旧浜諸磯の区域
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

メ 漁業権の公示番号 区第 34 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町小網代地先
- (イ) 漁場の区域
次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 09 分 52.02 秒 東経 139 度 36 分 48.16 秒の所
- B 北緯 35 度 09 分 48.96 秒 東経 139 度 37 分 05.69 秒の所
- C 北緯 35 度 09 分 45.46 秒 東経 139 度 37 分 03.90 秒の所
- D 北緯 35 度 09 分 49.28 秒 東経 139 度 36 分 47.26 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市三崎町小網代
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

モ 漁業権の公示番号 区第 35 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町小網代地先
- (イ) 漁場の区域
次の AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 09 分 55.22 秒 東経 139 度 37 分 03.86 秒の所
 - B 北緯 35 度 09 分 54.43 秒 東経 139 度 37 分 13.33 秒の所
 - C 北緯 35 度 09 分 52.09 秒 東経 139 度 37 分 13.07 秒の所
 - D 北緯 35 度 09 分 52.74 秒 東経 139 度 37 分 03.53 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市三崎町小網代
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ヤ 漁業権の公示番号 区第 36 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市長井三丁目地先
- (イ) 漁場の区域
次の AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ 及び JA の 10 直線によって囲ま
れた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 12 分 43.23 秒 東経 139 度 36 分 43.88 秒の所
 - B 北緯 35 度 12 分 41.54 秒 東経 139 度 36 分 53.13 秒の所
 - C 北緯 35 度 12 分 37.07 秒 東経 139 度 37 分 09.01 秒の所
 - D 北緯 35 度 12 分 28.69 秒 東経 139 度 37 分 07.42 秒の所
 - E 北緯 35 度 12 分 34.84 秒 東経 139 度 36 分 55.72 秒の所
 - F 北緯 35 度 12 分 36.75 秒 東経 139 度 36 分 47.73 秒の所
 - G 北緯 35 度 12 分 36.57 秒 東経 139 度 36 分 45.25 秒の所
 - H 北緯 35 度 12 分 38.23 秒 東経 139 度 36 分 45.71 秒の所
 - I 北緯 35 度 12 分 38.01 秒 東経 139 度 36 分 42.51 秒の所
 - J 北緯 35 度 12 分 39.45 秒 東経 139 度 36 分 42.37 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 6 月 15 日まで

- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市長井
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ユ 漁業権の公示番号 区第 37 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市長井地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 12 分 36.93 秒 東経 139 度 37 分 19.38 秒の所
- B 北緯 35 度 12 分 36.86 秒 東経 139 度 37 分 24.60 秒の所
- C 北緯 35 度 12 分 32.83 秒 東経 139 度 37 分 28.91 秒の所
- D 北緯 35 度 12 分 30.20 秒 東経 139 度 37 分 24.99 秒の所
- E 北緯 35 度 12 分 28.51 秒 東経 139 度 37 分 17.72 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年3月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市長井
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ヨ 漁業権の公示番号 区第 38 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市長井三丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH及びHAの8直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 12 分 54.10 秒 東経 139 度 36 分 52.55 秒の所
- B 北緯 35 度 12 分 48.63 秒 東経 139 度 37 分 14.88 秒の所
- C 北緯 35 度 12 分 44.38 秒 東経 139 度 37 分 13.98 秒の所
- D 北緯 35 度 12 分 40.49 秒 東経 139 度 37 分 12.53 秒の所
- E 北緯 35 度 12 分 43.52 秒 東経 139 度 36 分 55.11 秒の所
- F 北緯 35 度 12 分 47.15 秒 東経 139 度 36 分 56.69 秒の所
- G 北緯 35 度 12 分 49.75 秒 東経 139 度 36 分 51.66 秒の所
- H 北緯 35 度 12 分 52.63 秒 東経 139 度 36 分 51.73 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市長井
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ラ 漁業権の公示番号 区第 39 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市松越鼻地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 12 分 56.66 秒 東経 139 度 37 分 11.38 秒の所
- B 北緯 35 度 12 分 52.92 秒 東経 139 度 37 分 16.86 秒の所
- C 北緯 35 度 12 分 49.42 秒 東経 139 度 37 分 11.85 秒の所
- D 北緯 35 度 12 分 52.48 秒 東経 139 度 37 分 06.95 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

リ 漁業権の公示番号 区第40号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市松越鼻地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 12.36 秒 東経 139 度 37 分 00.08 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 05.77 秒 東経 139 度 37 分 06.52 秒の所
- C 北緯 35 度 12 分 59.65 秒 東経 139 度 36 分 57.27 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 06.24 秒 東経 139 度 36 分 50.83 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ル 漁業権の公示番号 区第41号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市夷殿鼻地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 55.30 秒 東経 139 度 35 分 47.25 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 56.35 秒 東経 139 度 35 分 53.05 秒の所
- C 北緯 35 度 13 分 51.60 秒 東経 139 度 35 分 54.34 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 50.55 秒 東経 139 度 35 分 48.51 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

レ 漁業権の公示番号 区第42号

(ア) 漁場の位置 横須賀市梵天ノ鼻地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 14 分 35.37 秒 東経 139 度 35 分 15.93 秒の所

B 北緯 35 度 14 分 23.49 秒 東経 139 度 35 分 34.76 秒の所

C 北緯 35 度 14 分 20.11 秒 東経 139 度 35 分 30.22 秒の所

D 北緯 35 度 14 分 31.56 秒 東経 139 度 35 分 11.76 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ロ 漁業権の公示番号 区第 43 号

(ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 16 分 28.12 秒 東経 139 度 33 分 39.77 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 23.95 秒 東経 139 度 33 分 48.81 秒の所

C 北緯 35 度 16 分 21.90 秒 東経 139 度 33 分 45.72 秒の所

D 北緯 35 度 16 分 25.64 秒 東経 139 度 33 分 37.83 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 三浦郡葉山町

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ワ 漁業権の公示番号 区第 44 号

(ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 16 分 39.72 秒 東経 139 度 33 分 58.71 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 41.16 秒 東経 139 度 34 分 04.36 秒の所

C 北緯 35 度 16 分 27.15 秒 東経 139 度 34 分 03.25 秒の所

D 北緯 35 度 16 分 24.38 秒 東経 139 度 33 分 55.33 秒の所

E 北緯 35 度 16 分 29.09 秒 東経 139 度 33 分 52.74 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 三浦郡葉山町

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ヲ 漁業権の公示番号 区第 45 号

(ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 16 分 52.82 秒 東経 139 度 33 分 55.15 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 53.54 秒 東経 139 度 33 分 59.25 秒の所

C 北緯 35 度 16 分 45.44 秒 東経 139 度 34 分 01.34 秒の所

D 北緯 35 度 16 分 44.68 秒 東経 139 度 33 分 57.49 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 三浦郡葉山町

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ア' 漁業権の公示番号 区第 46 号

(ア) 漁場の位置 逗子市新宿地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 17 分 26.98 秒 東経 139 度 33 分 57.85 秒の所

B 北緯 35 度 17 分 20.18 秒 東経 139 度 34 分 02.42 秒の所

C 北緯 35 度 17 分 07.44 秒 東経 139 度 33 分 48.63 秒の所

D 北緯 35 度 17 分 14.56 秒 東経 139 度 33 分 45.86 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 逗子市

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

イ' 漁業権の公示番号 区第 47 号

(ア) 漁場の位置 鎌倉市材木座六丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 18 分 07.34 秒 東経 139 度 32 分 41.24 秒の所

B 北緯 35 度 18 分 00.17 秒 東経 139 度 32 分 54.34 秒の所

C 北緯 35 度 17 分 35.01 秒 東経 139 度 32 分 31.81 秒の所

D 北緯 35 度 17 分 41.92 秒 東経 139 度 32 分 18.45 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 鎌倉市（腰越、七里ガ浜及び植木を除く。）
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ウ' 漁業権の公示番号 区第 48 号

- (ア) 漁場の位置 鎌倉市坂ノ下地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 18 分 18.90 秒 東経 139 度 32 分 15.18 秒の所
- B 北緯 35 度 18 分 12.56 秒 東経 139 度 32 分 27.99 秒の所
- C 北緯 35 度 17 分 46.35 秒 東経 139 度 32 分 10.57 秒の所
- D 北緯 35 度 17 分 51.36 秒 東経 139 度 32 分 00.96 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 鎌倉市（腰越、七里ガ浜及び植木を除く。）
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

エ' 漁業権の公示番号 区第 49 号

- (ア) 漁場の位置 鎌倉市腰越地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 17 分 36.05 秒 東経 139 度 30 分 37.83 秒の所
- B 北緯 35 度 17 分 41.89 秒 東経 139 度 29 分 54.96 秒の所
- C 北緯 35 度 17 分 59.89 秒 東経 139 度 29 分 58.12 秒の所
- D 北緯 35 度 17 分 57.04 秒 東経 139 度 30 分 41.54 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 鎌倉市腰越、七里ガ浜及び植木
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

オ' 漁業権の公示番号 区第 50 号

- (ア) 漁場の位置 藤沢市江の島地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 17 分 36.34 秒 東経 139 度 28 分 22.98 秒の所
- B 北緯 35 度 17 分 38.79 秒 東経 139 度 28 分 14.41 秒の所
- C 北緯 35 度 17 分 43.83 秒 東経 139 度 28 分 16.60 秒の所

- D 北緯 35 度 17 分 41.38 秒 東経 139 度 28 分 25.17 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
 - (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 - (オ) 関係地区 藤沢市江の島、片瀬海岸及び片瀬
 - (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

カ' 漁業権の公示番号 区第 51 号

- (ア) 漁場の位置 茅ヶ崎市姥島地先
- (イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 18 分 36.82 秒 東経 139 度 24 分 44.92 秒の所
 - B 北緯 35 度 18 分 36.90 秒 東経 139 度 24 分 52.95 秒の所
 - C 北緯 35 度 18 分 25.37 秒 東経 139 度 24 分 53.13 秒の所
 - D 北緯 35 度 18 分 25.30 秒 東経 139 度 24 分 45.18 秒の所
- (ウ) 漁業時期 11 月 1 日から翌年 4 月 15 日まで
 - (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 - (オ) 関係地区 茅ヶ崎市
 - (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(2) 二枚貝養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第 52 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先
- (イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 15 分 53.60 秒 東経 139 度 43 分 32.95 秒の所
 - B 北緯 35 度 15 分 53.78 秒 東経 139 度 43 分 33.70 秒の所
 - C 北緯 35 度 15 分 53.13 秒 東経 139 度 43 分 33.88 秒の所
 - D 北緯 35 度 15 分 52.95 秒 東経 139 度 43 分 33.13 秒の所
- (ウ) 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
 - (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 - (オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）
 - (カ) 条件 なし

イ 漁業権の公示番号 区第 53 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市走水二丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 15 分 48.67 秒 東経 139 度 43 分 53.75 秒の所
- B 北緯 35 度 15 分 48.06 秒 東経 139 度 43 分 54.11 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 47.77 秒 東経 139 度 43 分 53.43 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 48.34 秒 東経 139 度 43 分 53.04 秒の所
- (ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 なし

ウ 漁業権の公示番号 区第 54 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市鴨居二丁目地先
- (イ) 漁場の区域
次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 14 分 17.59 秒 東経 139 度 43 分 44.50 秒の所
 - B 北緯 35 度 14 分 17.01 秒 東経 139 度 43 分 42.23 秒の所
 - C 北緯 35 度 14 分 19.50 秒 東経 139 度 43 分 41.33 秒の所
 - D 北緯 35 度 14 分 20.07 秒 東経 139 度 43 分 43.60 秒の所
- (ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 なし

エ 漁業権の公示番号 区第 55 号

- (ア) 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先
- (イ) 漁場の区域
次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
 - A 北緯 35 度 09 分 48.18 秒 東経 139 度 8 分 45.83 秒の所
 - B 北緯 35 度 09 分 29.28 秒 東経 139 度 8 分 42.83 秒の所
 - C 北緯 35 度 09 分 28.36 秒 東経 139 度 9 分 02.68 秒の所
 - D 北緯 35 度 09 分 49.27 秒 東経 139 度 9 分 05.96 秒の所
- (ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 足柄下郡真鶴町岩
- (カ) 条件 なし

(3) 海藻・二枚貝養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第 56 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市夏島町地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 18 分 45.86 秒 東経 139 度 38 分 52.47 秒の所
- B 北緯 35 度 18 分 42.73 秒 東経 139 度 38 分 52.72 秒の所
- C 北緯 35 度 18 分 41.36 秒 東経 139 度 38 分 49.48 秒の所
- D 北緯 35 度 18 分 41.22 秒 東経 139 度 38 分 44.66 秒の所
- E 北緯 35 度 18 分 43.52 秒 東経 139 度 38 分 44.48 秒の所
- F 北緯 35 度 18 分 45.57 秒 東経 139 度 38 分 46.46 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

イ 漁業権の公示番号 区第57号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市猿島地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 17 分 00.49 秒 東経 139 度 41 分 29.90 秒の所
- B 北緯 35 度 16 分 54.94 秒 東経 139 度 41 分 54.99 秒の所
- C 北緯 35 度 16 分 50.59 秒 東経 139 度 41 分 54.31 秒の所
- D 北緯 35 度 16 分 56.20 秒 東経 139 度 41 分 29.32 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年6月15日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ウ 漁業権の公示番号 区第58号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市旗山埼地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 15 分 55.25 秒 東経 139 度 44 分 03.76 秒の所
- B 北緯 35 度 15 分 53.85 秒 東経 139 度 44 分 05.35 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 52.74 秒 東経 139 度 44 分 03.11 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 53.63 秒 東経 139 度 44 分 02.07 秒の所

- (ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 なし

エ 漁業権の公示番号 区第 59 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市走水伊勢山崎地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 15 分 48.52 秒 東経 139 度 44 分 02.04 秒の所

B 北緯 35 度 15 分 47.69 秒 東経 139 度 44 分 03.87 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 46.36 秒 東経 139 度 44 分 03.26 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 48.06 秒 東経 139 度 44 分 00.56 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

オ 漁業権の公示番号 区第 60 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市西浦賀町地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 14 分 12.80 秒 東経 139 度 43 分 36.37 秒の所

B 北緯 35 度 14 分 11.00 秒 東経 139 度 43 分 41.44 秒の所

C 北緯 35 度 14 分 07.58 秒 東経 139 度 43 分 47.20 秒の所

D 北緯 35 度 14 分 01.03 秒 東経 139 度 43 分 41.44 秒の所

E 北緯 35 度 14 分 07.51 秒 東経 139 度 43 分 33.74 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

4 共同漁業権に係る漁業権ごとの漁業種類、漁業の名称、漁業時期、漁場の位置、区域、関係地区及び条件

(1) 漁業権の公示番号 共第 1 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同

同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あおのり漁業	同
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	とりがい漁業	同
同	あかがい漁業	同
同	かき漁業	同
同	あかにし漁業	同
同	あずまにしき漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	たいらぎ漁業	同
同	みるくい漁業	同
同	うちむらさき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 横須賀市夏島町から同市津久井までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角(北緯35度19分38.70秒 東経139度38分56.40秒の所)

基点B 横須賀市松崎東端に設置した石柱(神奈川県漁場基点第211号)

基点C 横須賀市走水二丁目と同市鴨居との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点D 横須賀市大坂ノ鼻

基点E 横須賀市旧鴨居と同市旧洲崎との境界

基点F 横須賀市千代ヶ崎

- 基点G 横須賀市久里浜港外防波堤上で同防波堤西端から東へ53メートルの所
- 基点H 横須賀市久里浜九丁目に設置した石柱（神奈川県漁場基点第207号）
- 基点I 横須賀市野比に設置した石柱（神奈川県漁場基点第208号）
- 基点J 横須賀市野比野比川河口左岸に設置した石柱（神奈川県漁場基点第75号）
- 基点K 横須賀市津久井と三浦市南下浦町上宮田との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯35度11分35.30秒東経139度39分52.10秒の所）
- 基点L 横須賀市夏島町住友重機械工業株式会社横須賀製造所（以下「住友重機械工業」という。）北防波堤天端北東角
- 基点M 横須賀市夏島町独立行政法人海洋研究開発機構横須賀本部の旧共同研究研修棟表玄関前の階段最下部南東角
- 基点N 横須賀港東北防波堤東灯台中心点
- 基点O 横須賀市稲岡町三笠公園にある三笠艦船尾最後部
- 基点P 横須賀市横須賀新港第1ふ頭先端北側角
- 基点Q 横須賀市旧走水872番地先に設置した木柱
- 基点R 横須賀市走水港伊勢山崎地先防波堤先端
- 基点S 横須賀市鴨居二丁目かもめ団地防波護岸南西部天端海側角
- 基点T 横須賀市鴨居二丁目かもめ団地防波護岸南東部天端海側角
- 基点U 横須賀市長瀬三丁目海上自衛隊横須賀地方総監部久里浜貯油所防波堤南端
- 基点V Uから65度16.4分110.6メートルの所
- 基点W 横須賀市長瀬三丁目防衛庁技術研究本部艦艇装備研究所防波護岸南西部隅切部天端北側角
- 基点X 横須賀市横須賀新港第1ふ頭先端東側角
- 基点Y 住友重機械工業浦賀艦船工場内の東岸岸壁にある係留ビットNO.17の中心点
- 基点Z 横須賀市鳥ヶ崎地区5護岸南西角の側溝内側隅角部
- 基点A' 横須賀市燈明崎先端の燈明堂の尖塔先端
- 基点B' 住友重機械工業浦賀艦船工場内の東岸岸壁にある係留ビットNO.20の中心点
- 基点C' 横須賀市平作川河口右岸歩道脇にある横須賀市海岸保全区域基点NO.159の標識中心点
- 基点D' 横須賀市久里浜九丁目東京電力横須賀火力発電所東側煙突頂上西端
- 基点E' 海上自衛隊横須賀地方総監部場外離発着場天端東角
- 基点F' 海上自衛隊横須賀地方総監部吉倉棧橋東側基部
- 基点G' 横須賀市大津町大津船溜^{だまり}の北側に位置する防波護岸天端海側の屈曲点
- 基点H' 第二海堡灯台中心点
- イ Aから 76度14.8分3,460メートルの所（北緯35度20分05.38秒 東経139度41分09.31秒の所）
- ロ Bから 341度50.6分3,110メートルの所（北緯35度17分25.29秒 東経139度42分27.36秒の所）
- ハ Cから 52度17.4分1,000メートルの所（北緯35度15分55.43秒 東経139度44分55.10秒の所）
- ニ Dから 74度17.4分1,300メートルの所（北緯35度15分23.83秒 東経139度45分39.49秒の所）

ホ Dから 173度17.4分 2,000メートルの所 (北緯 35度14分07.94秒 東経 139度44分59.24秒の所)

へ Eから 120度17.3分 1,800メートルの所 (北緯 35度14分00.92秒 東経 139度44分34.18秒の所)

ト Fから 139度18.2分 1,188メートルの所 (北緯 35度13分16.46秒 東経 139度44分16.15秒の所)

チ Fから 139度18.2分 2,000メートルの所 (北緯 35度12分56.48秒 東経 139度44分37.06秒の所)

リ Gから 137度58.2分 1,212メートルの所 (北緯 35度12分10.18秒 東経 139度43分44.40秒の所)

ヌ Gから 154度38.2分 1,000メートルの所 (北緯 35度12分10.08秒 東経 139度43分29.24秒の所)

ル Jから 158度58.3分 2,000メートルの所 (北緯 35度11分21.51秒 東経 139度41分29.97秒の所)

ヲ Kから 130度58.2分 700メートルの所 (北緯 35度11分20.40秒 東経 139度40分13.00秒の所)

ワ 住友重機械工業北側護岸の延長上でLから 90メートルの所

カ ワを通り住友重機械工業東側護岸に平行な直線上でワから南へ 760メートルの所

ヨ カを通り住友重機械工業南側護岸に平行な直線上でカから西へ 639メートルの所

タ ヨを通りワカに平行な直線と住友重機械工業南側護岸との交点

レ 住友重機械工業北側護岸上でLから 229メートルの所

ソ 住友重機械工業北側護岸上でLから 311メートルの所

ツ Mから 339度 38分 589.1メートルの所

ネ Mから 338度 47分 554.7メートルの所

ナ Mから 22度 39分 618.5メートルの所

ラ Mから 41度 50分 406.3メートルの所

ム Mから 44度 38分 540.8メートルの所

ウ Mから 60度 29分 557.5メートルの所

ノ Mから 96度 54分 844メートルの所

オ Mから 100度 10分 818メートルの所

ク Pから 120度 07分 569メートルの所

ヤ Pから 128度 41分 536メートルの所

マ Pから 144度 25分 592メートルの所

ケ Pから 155度 33分 835メートルの所

フ Pから 162度 30分 795メートルの所

コ Pから 150度 42分 549メートルの所

エ Pから 128度 27分 475メートルの所

テ Pから 121度 04分 532メートルの所

ア Oから 129度59.6分 16メートルの所

サ Oから 65度49.6分 65メートルの所

キ Oから 67度29.6分 1,162メートルの所

ユ Oから 74度 49.6分 1,310メートルの所
メ Oから 154度 29.6分 664メートルの所
ミ Qから 50度 23.1分の線とRから 199度 38.1分の線との交点
シ Sから 140度 07分 1メートルの所
ヒ Sから 94度 55分 11メートルの所
モ Sから 175度 08分 121メートルの所
セ Sから 179度 54分 120メートルの所
ス Sから 179度 54分 121メートルの所
イ' Sから 179度 59分 141メートルの所
ロ' Sから 181度 20分 141メートルの所
ハ' Sから 181度 31分 122メートルの所
ニ' Uから 53度 1.5分 21.8メートルの所
ホ' Uから 82度 31.5分 32メートルの所
へ' Uから 63度 31.5分 65.4メートルの所
ト' Uから 70度 1.5分 73メートルの所
チ' Uから 75度 1.5分 106メートルの所
リ' Vから 96度 11.5分 67.6メートルの所
ヌ' Wから 283度 24.4分 283.6メートルの所
ル' Wから 283度 49.4分 278.4メートルの所
ヲ' Wから 284度 31.4分 269メートルの所
ワ' Wから 285度 17.4分 259.8メートルの所
カ' Wから 286度 2.4分 250.4メートルの所
ヨ' Wから 287度 1.4分 241.2メートルの所
タ' Wから 288度 11.4分 232.2メートルの所
レ' Wから 289度 1.4分 222.8メートルの所
ゾ' Wから 290度 13.4分 213.6メートルの所
ヅ' Wから 291度 46.4分 205.4メートルの所
ネ' Wから 292度 59.4分 196.5メートルの所
ナ' Wから 294度 41.4分 188.2メートルの所
ラ' Wから 296度 24.4分 180メートルの所
ム' Wから 298度 4.4分 171.4メートルの所
ウ' Wから 299度 55.4分 163.2メートルの所
ノ' Wから 301度 55.4分 154.6メートルの所
オ' Wから 303度 50.4分 146メートルの所
ク' Wから 306度 57.4分 139.4メートルの所
ヤ' Wから 310度 1.4分 132.4メートルの所
マ' Wから 313度 13.4分 127.2メートルの所
ケ' Wから 314度 3.4分 126メートルの所
フ' Wから 314度 51.4分 125.1メートルの所
コ' Wから 317度 34.4分 119メートルの所
エ' Wから 321度 16.4分 112.2メートルの所

テ' Wから 325 度 18.4 分 105.1 メートルの所
 ア' Wから 325 度 51.4 分 104.8 メートルの所
 サ' Wから 329 度 59.4 分 103.3 メートルの所
 キ' Wから 347 度 37.4 分 96.6 メートルの所
 ュ' Wから 333 度 57.4 分 38.5 メートルの所
 メ' Wから 290 度 38.4 分 14.8 メートルの所
 ミ' Wから 180 度 26.4 分 16.1 メートルの所
 シ' Wから 148 度 36.4 分 22.5 メートルの所
 ヒ' Wから 119 度 55.4 分 36.3 メートルの所
 モ' Wから 109 度 33.4 分 45.8 メートルの所
 セ' Wから 95 度 16.4 分 49.5 メートルの所
 ス' I から 139 度 8.4 分 252 メートルの所
 a Gから 154 度 13.4 分 110 メートルの所
 b aから 86 度 8.4 分 395 メートルの所
 c bから 359 度 8.4 分 546 メートルの所
 d cから 60 度 8.4 分 293 メートルの所
 e dから 329 度 48.4 分 100 メートルの所
 f eから 239 度 48.4 分 280 メートルの所
 g fから 330 度 28.4 分 424 メートルの所
 h gから 269 度 38.4 分 534 メートルの所
 i メとユを結んだ直線上でメから 243 メートルの所
 j Xから 214 度 07 分 570 メートルの所
 k Xから 219 度 18 分 609 メートルの所
 l Xから 199 度 05 分 1,174 メートルの所
 m Xから 194 度 52 分 1,362 メートルの所
 n Xから 194 度 22 分 1,749 メートルの所
 o 横須賀市大津一丁目三春・大津護岸の屈曲部天端中央から護岸上西へ310 メートルの所
 p Yから 30 度 03 分 598.4 メートルの所
 q Yから 27 度 14 分 578.7 メートルの所
 r Yから 25 度 53 分 600.7 メートルの所
 s Yから 25 度 40 分 605.5 メートルの所
 t Yから 25 度 28 分 610.3 メートルの所
 u Yから 25 度 17 分 615.2 メートルの所
 v Yから 25 度 06 分 620.1 メートルの所
 w Yから 24 度 56 分 625.1 メートルの所
 x Yから 24 度 47 分 630.1 メートルの所
 y Yから 24 度 38 分 635.2 メートルの所
 z Yから 24 度 30 分 640.3 メートルの所
 a' Yから 24 度 23 分 645.4 メートルの所
 b' Yから 24 度 17 分 650.6 メートルの所
 c' Yから 24 度 11 分 655.7 メートルの所

d' Yから	24度	09分	657.9	メートルの所
e' Yから	23度	43分	683.4	メートルの所
f' Yから	23度	39分	683.3	メートルの所
g' Yから	22度	40分	752.2	メートルの所
h' Yから	21度	55分	785.2	メートルの所
i' Zから	80度	59分	451.7	メートルの所
j' Zから	81度	02分	452	メートルの所
k' Zから	83度	34分	432.8	メートルの所
l' Zから	87度	43分	437.1	メートルの所
m' Zから	87度	53分	430	メートルの所
n' Zから	83度	13分	425.3	メートルの所
o' Zから	80度	29分	446.1	メートルの所
p' Zから	78度	37分	419.1	メートルの所
q' Zから	67度	23分	377.9	メートルの所
r' Zから	66度	20分	375.5	メートルの所
s' Zから	65度	15分	373.6	メートルの所
t' Zから	64度	09分	372.4	メートルの所
u' Zから	63度	02分	371.8	メートルの所
v' Zから	61度	54分	371.9	メートルの所
w' Zから	50度	13分	383.8	メートルの所
x' Zから	48度	22分	341.4	メートルの所
y' Zから	42度	59分	352.7	メートルの所
z' Zから	41度	43分	356.2	メートルの所
あ Zから	40度	29分	360.1	メートルの所
い Zから	30度	27分	405.6	メートルの所
う Zから	28度	28分	413.9	メートルの所
え Zから	27度	46分	419.5	メートルの所
お Zから	27度	13分	425.7	メートルの所
か Zから	26度	47分	432.5	メートルの所
き Zから	26度	29分	439.7	メートルの所
く Zから	26度	20分	447.1	メートルの所
け Zから	26度	19分	454.6	メートルの所
こ Zから	26度	51分	503.9	メートルの所
さ C'から	19度	45分	666	メートルの所
し C'から	16度	31分	670	メートルの所
す C'から	12度	41分	563	メートルの所
せ C'から	6度	06分	596	メートルの所
そ C'から	340度	07分	496	メートルの所
た C'から	339度	47分	515	メートルの所
ち C'から	338度	34分	533	メートルの所
つ C'から	337度	59分	564	メートルの所

て	C'から	336度	57分	668	メートルの所
と	C'から	337度	00分	675	メートルの所
な	C'から	335度	05分	672	メートルの所
に	C'から	334度	04分	671	メートルの所
ぬ	Wから	43度	39分	634	メートルの所
ね	Wから	43度	01分	646	メートルの所
の	Wから	42度	33分	657	メートルの所
は	Wから	37度	03分	626	メートルの所
ひ	Wから	30度	33分	857	メートルの所
ふ	Wから	34度	58分	876	メートルの所
へ	Wから	32度	36分	976	メートルの所
ほ	Wから	32度	02分	1,015	メートルの所
ま	Wから	31度	33分	1,060	メートルの所
み	Wから	30度	33分	1,117	メートルの所
む	E'からF'を見通した線上でE'から	340			メートルの所
め	E'から	4度	42分	341	メートルの所
も	E'から	150度	45分	57	メートルの所
や	E'から	203度	44分	55	メートルの所
ゆ	E'から	270度	00分	28	メートルの所
よ	Yから	125度	09分	254.1	メートルの所
ら	Yから	123度	51分	245	メートルの所
り	Yから	121度	55分	235.6	メートルの所
る	Yから	119度	34分	227.6	メートルの所
れ	Yから	116度	49分	221.3	メートルの所
ろ	Yから	113度	58分	217.3	メートルの所
わ	Yから	113度	11分	212.3	メートルの所
を	Yから	98度	09分	208.5	メートルの所
あ'	Yから	97度	16分	212.3	メートルの所
い'	Yから	84度	44分	221.4	メートルの所
う'	Yから	83度	35分	219.1	メートルの所
え'	Yから	71度	05分	242.2	メートルの所
お'	Yから	70度	48分	247	メートルの所
か'	Yから	62度	10分	274.9	メートルの所
き'	Yから	61度	08分	274.5	メートルの所
く'	Yから	57度	59分	288.5	メートルの所
け'	Yから	54度	22分	317.9	メートルの所
こ'	Yから	54度	43分	326	メートルの所
さ'	Yから	51度	55分	365	メートルの所
し'	Yから	50度	58分	372.4	メートルの所
す'	Yから	49度	25分	383.9	メートルの所
せ'	Yから	49度	55分	386.7	メートルの所

そ' G'から 171 度 33 分 68.5 メートルの所
た' G'から 219 度 22 分 183.5 メートルの所
ち' G'から 241 度 21 分 472.1 メートルの所
つ' G'から 239 度 44 分 467.2 メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ツからオまでの方位はMからNを見通した線を、クからテまでの方位はPからOを見通した線を、シからハ'までの方位はSからTを見通した線を、j から n までの方位はXからPを見通した線を、p から h' まで及びよ から せ'までの方位はYからB'を見通した線を、i' から こ までの方位はZからA'を見通した線を、さ から に までの方位はC'からD'を見通した線を、ぬ から み までの方位はWからD'を見通した線を、む から ゆ までの方位はE'からF'を見通した線を、ぞからつ'までの方位はG'からH'を見通した線を、それぞれ0度として右回りとする。)

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リヌ、ヌル、ルヲ及びヲKの 13 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Lワ、ワカ、カヨ及びヨタの 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、レソの直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ツネ、ネナ、ナラ、ラム、ムウ、ウノ及びノオの 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、クヤ、ヤマ、マケ、ケフ、フコ、コエ及びエテの 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、アサ、サキ、キユ及びユメの 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Qミ及びミRの 2 直線と横須賀市走水港伊勢山崎地先防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、シヒ、ヒモ及びモセの 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、スイ'、イ'ロ'及びロ'ハ'の 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ニ'ホ'、ホ'ヘ'、ヘ'ト'、ト'チ'、チ'リ'、リ'ヌ'、ヌ'ル'、ル'ヲ'、ヲ'ワ'、ワ'カ'、カ'ヨ'、ヨ'タ'、タ'レ'、レ'ソ'、ソ'ツ'、ツ'ネ'、ネ'ナ'、ナ'ラ'、ラ'ム'、ム'ウ'、ウ'ノ'、ノ'オ'、オ'ク'、ク'ヤ'、ヤ'マ'、マ'ケ'、ケ'フ'、フ'コ'、コ'エ'、エ'テ'、テ'ア'、ア'サ'、サ'キ'、キ'ユ'、ユ'メ'、メ'ミ'、ミ'シ'、シ'ヒ'、ヒ'モ'及びモ'セ'の 40 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Iス'、ス'a、a b、b c、c d、d e、e f、f g、g h及びhHの 10 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、メ i、i j、j k、k l、l m、m n及びn oの 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、p q、q r、r s、s t、t u、u v、v w、w x、x y、y z、z a'、a'b'、b'c'、c'd'、d'e'、e'f'、f'g'及びg'h'の 18 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、i'j'、j'k'、k'l'、l'm'、m'n'、n'o'、o'p'、p'q'、q'r'、r's'、s't'、t'u'、u'v'、v'w'、w'x'、x'y'、y'z'、z'あ、あい、いう、うえ、えお、おか、かき、きく、くけ及びけこの 27 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、さし、しす、すせ、せそ、そた、たち、ちつ、つて、てと、とな、なに、にぬ、ぬね、ねの、のは、はひ、ひふ、ふへ、へほ、ほま、まみ及びみHの 22 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、むめ、めも、もや及びやゆの 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、よら、らり、りる、るれ、れろ、ろわ、わを、をあ'、あい'、いう'、う'え'、え'お'、お'か'、か'き'、き'く'、く'け'、け'こ'、こ'さ'、さ'し'、し'す'、及びす'せ'の 21 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに そた'、た'ち'及びち'つ'の 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

オ 条件 小型定置漁業の漁具の設置場所は、横須賀市長沢と同市野比との境界から 158 度 58.3 分の線以北とすること。

(2) 漁業権の公示番号 共第2号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	1月1日から12月31日まで
同	小型定置猪口網漁業	同

イ 漁場の位置 横須賀市長沢から三浦市南下浦町金田までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市長沢と同市野比との境界（北緯 35 度 12 分 22.10 秒 東経 139 度 41 分 02.00 秒の所）

基点B 横須賀市津久井と三浦市南下浦町上宮田との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 三浦市南下浦町金田 81 番地先の岩礁にある石柱

基点D 三浦市南下浦町金田と同市南下浦町松輪との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 09 分 04.00 秒 東経 139 度 40 分 52.00 秒の所）

基点E 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上（北緯 35 度 09 分 00.10 秒 東経 139 度 40 分 57.10 秒の所）

イ Aから 158 度 58.3 分 2,000 メートルの所（北緯 35 度 11 分 21.51 秒 東経 139 度 41 分 30.37 秒の所）

ロ Bから 134 度 18.4 分 1,650 メートルの所（北緯 35 度 10 分 57.89 秒 東経 139 度 40 分 38.78 秒の所）

ハ Cから 79 度 52.4 分 2,550 メートルの所

ニ Eから 91 度 19.6 分 1,000 メートルの所（北緯 35 度 08 分 59.35 秒 東経 139 度 41 分 36.63 秒の所）

（方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニE及びEDの 6 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 関係地区 横須賀市長沢及び津久井並びに三浦市南下浦町上宮田、南下浦町菊名及び南下浦町金田

オ 条件 なし

(3) 漁業権の公示番号 共第3号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで

同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	ばかがい漁業	同
同	たいらぎ漁業	同
同	はまぐり漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市南下浦町上宮田から同市南下浦町金田までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市南下浦町上宮田と横須賀市津久井との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35度 11分 35.30秒 東経 139度 39分 52.10秒の所）

基点B 三浦市南下浦町上宮田と同市南下浦町菊名との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 三浦市南下浦町金田字唐池 1,923番の山林

基点D 三浦市南下浦町金田字入池 2,516番地先の岩礁に設置した木くい

基点E 三浦市南下浦町金田と同市南下浦町松輪との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35度 09分 04.00秒 東経 139度 40分 52.00秒）

基点F 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上（北緯 35度 09分 00.10秒 東経 139度 40分 57.10秒の所）

イ Aから 130度 58.2分 700メートルの所（北緯 35度 11分 20.40秒 東経 139度 40分 13.00秒の所）

ロ Bから 103度 18.4分 1,000メートルの所（北緯 35度 10分 43.13秒 東経 139度 39分 55.18秒の所）

ハ Cから 63度 49.6分 1,040メートルの所（北緯 35度 09分 56.59秒 東経 139度 40分 14.62秒の所）

ニ Dから 56度 4.6分 800メートルの所（北緯 35度 09分 41.57秒 東経 139度 40分 55.27秒の所）

ホ Fから 91度 19.6分 1,000メートルの所（北緯 35度 08分 59.35秒 東経 139度 41分 36.63秒の所）

（方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホF及びFEの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲れた区域

エ 関係地区 三浦市南下浦町上宮田、南下浦町菊名及び南下浦町金田

オ 条件 なし

(4) 漁業権の公示番号 共第4号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	ことじつのまた漁業	同
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪から同市三崎町城ヶ島までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市南下浦町松輪と同市南下浦町金田との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯35度09分04.00秒 東経139度40分52.00秒の所）

基点B 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上（北緯35度09分00.10秒 東経139度40分57.10秒の所）

基点C 三浦市劔埼灯台南角

基点D 三浦市南下浦町毘沙門字尾楚二子鼻

基点E 三浦市南下浦町毘沙門と同市三崎町六合との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点F 三浦市安房埼東端

基点G 三浦市灘ヶ埼西端

基点H 三浦市舞子島の東側にある稻荷^{ほこら}祠

基点I 三浦市三崎と同市白石町との境界

基点J 三浦市三崎漁港（以下「三崎漁港」という。）南防波堤にあった旧居島灯台中心点

基点K 三浦市晴海町通り矢物揚場東南角

基点L 三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島防波護岸北東角

基点M 三崎漁港西口北内防波堤にある旧灯台台座の中心点（北緯 35 度 08 分 21.90 秒 東経 139 度 36 分 47.90 秒の所）

イ Bから 91 度 19.6 分 1,000 メートルの所（北緯 35 度 08 分 59.35 秒 東経 139 度 41 分 36.63 秒の所）

ロ Cから 109 度 19.5 分 2,600 メートルの所（北緯 35 度 08 分 00.77 秒 東経 139 度 42 分 14.54 秒の所）

ハ Dから 31 度 57.5 分 161 メートルの所

ニ ハから三浦市横瀬島東端を見通した線上で横瀬島東端から南へ 800 メートルの所（北緯 35 度 07 分 47.28 秒 東経 139 度 39 分 53.20 秒の所）

ホ Eから 254 度 19.3 分 127 メートルの所

へ ホから 176 度 19.3 分 1,090 メートルの所（北緯 35 度 07 分 45.19 秒 東経 139 度 38 分 21.87 秒の所）

ト Fから 154 度 19.3 分 1,040 メートルの所（北緯 35 度 07 分 14.59 秒 東経 139 度 38 分 06.61 秒の所）

チ Fから 194 度 19.3 分 1,200 メートルの所（北緯 35 度 07 分 07.28 秒 東経 139 度 37 分 37.05 秒の所）

リ Gから 196 度 19.3 分 1,500 メートルの所（北緯 35 度 07 分 29.17 秒 東経 139 度 36 分 18.43 秒の所）

ヌ Hから 269 度 19.3 分 1,000 メートルの所（北緯 35 度 08 分 36.42 秒 東経 139 度 36 分 07.16 秒の所）

ル Jから 320 度 56 分の線とヌヨとの交点

ヲ Jから 342 度 48 分の線とワカとの交点

ワ Jから 6 度 42 分の線と三崎漁港西口南内防波堤との交点

カ Jから 282 度 32 分 103 メートルの所

ヨ Iから 240 度 33 分 450 メートルの所

タ GからHを見通した線上でGから 280 メートルの所

（方位は、真方位による。ただし、ルからカまでの方位は、JからMを見通した線を 0 度として右回りとする。）

区域 上記のAB、Bイ、イロ、ロニ、ニへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌヨ、ヨタ及びタMの 12 直線と最大高潮時海岸線及び三崎漁港西口北内防波堤とによって囲まれた区域。ただし、Mタ、タヨ、ヨル、ルヲ、ヲワ及びKLの 6 直線と最大高潮時海岸線、三崎漁港西口北内防波堤及び三崎漁港西口南内防波堤とによって囲まれた区域を除く。

エ 関係地区 三浦市南下浦町松輪、南下浦町毘沙門、宮川町、晴海町、向ヶ崎町及び三崎町城ヶ島

オ 条件 なし

(5) 漁業権の公示番号 共第5号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 三浦市劔埼地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市劔埼灯台南角（北緯 35 度 8 分 28.70 秒 東経 139 度 40 分 37.50 秒の所）

イ Aから 109 度 19.5 分 2,600 メートルの所（北緯 35 度 08 分 00.77 秒 東経 139 度 42 分 14.54 秒の所）

ロ Aから 109 度 19.5 分 3,900 メートルの所（北緯 35 度 07 分 46.81 秒 東経 139 度 43 分 03.07 秒の所）

ハ Aから 111 度 19.5 分 4,900 メートルの所（北緯 35 度 07 分 30.86 秒 東経 139 度 43 分 38.02 秒の所）

ニ Aから 119 度 2.7 分 4,900 メートルの所（北緯 35 度 07 分 11.49 秒 東経 139 度 43 分 26.94 秒の所）

ホ Aから 119 度 2.7 分 2,600 メートルの所（北緯 35 度 07 分 47.74 秒 東経 139 度 42 分 07.41 秒の所）

（方位は、真方位による。）

区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、ニホ及びホイの 5 直線によって囲まれた区域。

エ 関係地区 三浦市南下浦町松輪

オ 条件 なし

(6) 漁業権の公示番号 共第6号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あさり漁業	同
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同

同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市三崎五丁目から同市初声町和田までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市三崎漁港（以下「三崎漁港」という。）南防波堤にあった旧居島灯台中心点

基点B 三崎漁港西口北内防波堤にある旧灯台台座の中心点

基点C 三浦市三崎と同市白石町との境界

基点D 三浦市舞子島の東側にある稲荷^{ほこら}祠

基点E 三浦市三崎町諸磯字浜ノ原 1,891 番

基点F 三浦市初声町三戸にある丸山頂上

基点G 横須賀市長井に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 113 号）から 213 度 57.1 分の線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 11 分 25.40 秒 東経 139 度 36 分 58.10 秒の所）

基点H 横須賀市荒埼鼻

基点I 三浦市三崎町小網代字名向崎 1,022 番地先の埋立地護岸西側角から 54 度 25.6 分 19.06 メートルの所

基点J 三崎漁港南防波堤灯台中心点

基点K 三崎漁港海外 2 号防波堤北西角

基点L 三浦市白石町 21 番地にある三浦市防災行政無線塔NO.6 中心点

イ AからBを見通した線を 0 度として右回りにAから 316 度 46 分 715 メートルの 所（北緯 35 度 08 分 37.32 秒 東経 139 度 36 分 43.05 秒の所）

ロ AからBを見通した線を 0 度として右回りにAから 320 度 56 分の線と直線ハヌとの交点
ハ Dから 269 度 19.3 分 1,000 メートルの所（北緯 35 度 08 分 36.42 秒 東経 139 度 36 分 07.16 秒の所）

ニ Eから 292 度 19.3 分 1,000 メートルの所（北緯 35 度 09 分 32.43 秒 東経 139 度 35 分 50.49 秒の所）

ホ Fから 277 度 19.3 分 800 メートルの所（北緯 35 度 10 分 04.61 秒 東経 139 度 36 分 33.62 秒の所）

へ Hから 167 度 57.1 分 1,240 メートルの所（北緯 35 度 11 分 00.45 秒 東経 139 度 36 分

12.23 秒の所)

ト Gから 213 度 57.1 分 700 メートルの所(北緯 35 度 11 分 06.54 秒 東経 139 度 36 分 42.62 秒の所)

チ Iから 28 度 3.6 分 171.3 メートルの所
 リ Iから 74 度 48.6 分 89.7 メートルの所
 ヌ Cから 233 度 49.3 分 450 メートルの所
 ル Jから 356 度 54 分 320 メートルの所
 ヲ Jから 301 度 44 分 466 メートルの所
 ワ Jから 301 度 56 分 467 メートルの所
 カ Jから 289 度 40 分 623 メートルの所
 ヨ Jから 293 度 07 分 819 メートルの所
 タ Kから 61 度 15 分 1,003 メートルの所
 レ Kから 50 度 23 分 1,031 メートルの所
 ソ Kから 34 度 23 分 912 メートルの所
 ツ Kから 52 度 46 分 437 メートルの所
 ネ Kから 14 度 06 分 364 メートルの所
 ナ Kから 13 度 41 分 335 メートルの所
 ラ Kから 12 度 51 分 336 メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ルからヨまでの方位は、JからLを見通した線を、タからラまでの方位はKからLを見通した線を、それぞれ0度として右回りする。)

区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト及びトGの 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、チリの直線以東の油壺湾の海面及びビルヲ、ヲワ、ワカ、カヨ、ヨタ、タレ、レソ、ソツ、ツネ、ネナ及びナラの 11 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 関係地区 三浦市三崎一丁目から三崎五丁目まで、岬陽町、原町、栄町、城山町、東岡町、天神町、諏訪町、白石町、海外町、三崎町諸磯、三崎町小網代、初声町下宮田、初声町三戸、初声町和田、初声町入江及び初声町高円坊

オ 条件 なし

(7) 漁業権の公示番号 共第7号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで

同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	はまぐり漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 横須賀市長井から同市秋谷までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市長井に設置した石柱（神奈川県漁場基点第113号）から213度57.1分の線と最大高潮時海岸線との交点（北緯35度11分25.40秒 東経139度36分58.10秒の所）

基点B 横須賀市荒崎鼻

基点C 横須賀市天神島南西端

基点D 横須賀市芦名と同市秋谷との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点E 横須賀市と三浦郡葉山町との境界にある長者ヶ崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第125号）（北緯35度15分10.40秒 東経139度34分36.20秒の所）

基点F 横須賀市佐島漁港（以下「佐島漁港」という。）佐島A号防波堤先端南東角

基点G 佐島漁港佐島C号防波堤先端北東角

イ Aから 213度57.1分 700メートルの所（北緯35度11分06.54秒 東経139度36分42.62秒の所）

ロ Bから 167度57.1分 1,240メートルの所（北緯35度11分00.45秒 東経139度36分12.23秒の所）

ハ Bから 276度1.8分 2,200メートルの所（北緯35度11分47.29秒 東経139度34分35.47秒の所）

ニ Bから 288度56.8分 3,350メートルの所（北緯35度12分15.08秒 東経139度33分56.66秒の所）

ホ Cから 228度16.9分 1,470メートルの所（北緯35度12分45.86秒 東経139度35

分 24.39 秒の所)

へ Dから 262 度 16.9 分 2,000 メートルの所 (北緯 35 度 13 分 50.98 秒 東経 139 度 34 分 46.81 秒の所)

ト Eから 247 度 55.2 分 1,600 メートルの所(北緯 35 度 14 分 50.89 秒 東経 139 度 33 分 37.54 秒の所)

(方位は、真方位による。)

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト及びトEの 8 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、FGの直線、佐島漁港佐島A号防波堤、佐島漁港佐島C号防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 関係地区 横須賀市長井、佐島、芦名及び秋谷

オ 条件 なし

(8) 漁業権の公示番号 共第 8 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月 1 日から翌年 7 月 31 日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
同	ほんだわら漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
同	あまのり漁業	10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
同	あかもく漁業	11 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
同	さざえ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦郡葉山町地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市と三浦郡葉山町との境界にある長者ヶ崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第125号）（北緯35度15分10.40秒 東経139度34分36.20秒の所）

基点B 三浦郡葉山町と逗子市との境界（北緯35度17分06.30秒 東経139度34分12.30秒の所）

基点C 三浦郡葉山町小浜湾にある牛島頂上の石柱（北緯35度17分09.10秒 東経139度34分09.50秒の所）

基点D 三浦郡葉山町堀内株式会社葉山マリーナー（以下「葉山マリーナー」という。）ヨットハーバー北防波堤先端西角

基点E 葉山マリーナーヨットハーバー南防波堤先端北角

イ Aから 247度55.2分 2,200メートルの所(北緯35度14分43.54秒 東経139度33分15.55秒の所)

ロ Bから 248度 45分 1,800メートルの所（北緯35度16分45.12秒 東経139度33分05.93秒の所）

ハ Eから 305度 30分 116メートルの所

ニ Eから 301度 35分 115メートルの所

ホ Eから 291度 50分 141メートルの所

へ Eから 291度 40分 146メートルの所

ト Eから 256度 50分 193メートルの所

チ Eから 255度 15分 187メートルの所

リ Eから 248度 25分 213メートルの所

ヌ Eから 245度 50分 294メートルの所

ル Eから 254度 10分 430メートルの所

ヲ Eから 256度 05分 437メートルの所

ワ Eから 258度 00分 434メートルの所

カ Eから 258度 40分 422メートルの所

ヨ Eから 260度 30分 357メートルの所

タ Eから 279度 30分 358メートルの所

レ Eから 282度 25分 361メートルの所

ソ Eから 283度 35分 363メートルの所

ツ Eから 261度 25分 269メートルの所

ネ Eから 255度 30分 427メートルの所

ナ Eから 257度 20分 423メートルの所

（方位は、真方位による。ただし、ハからナまでの方位は、EからDを見通した線を0度として右回りとする。）

区域 上記のアイ、イロ、ロC及びCBの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、DEの直線より内側の葉山マリーナーヨットハーバーの海面並びにハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チリ、ヌル、ヲワ、カヨ、ヨタ及びレソの11直線とリヌ（ \angle リツヌ $=63^\circ$ 、リツ $=$ ヌツ $=78.2$ メートルの円弧）、ルヲ（ \angle ルネヲ $=90^\circ$ 、ルネ $=$ ヲネ $=10$ メートルの円弧）及びワカ（ \angle ワナカ $=90^\circ$ 、ワナ $=$ カナ $=10$ メートルの円弧）の3曲線と最大高潮時海

岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 関係地区 三浦郡葉山町

オ 条件 なし

(9) 漁業権の公示番号 共第9号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
同	てんぐさ漁業	同
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 逗子市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 逗子市と三浦郡葉山町との境界（北緯 35 度 17 分 06.30 秒 東経 139 度 34 分 12.30 秒の所）

基点B 三浦郡葉山町小浜湾にある牛島頂上の石柱（北緯 35 度 17 分 09.10 秒 東経 139 度 34 分 09.50 秒の所）

基点C 逗子市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 17 分 58.80 秒 東経 139 度 33 分 07.20 秒の所）

基点D 逗子市新宿渚橋右岸橋台の海側にある階段最下段の鉄製手すり支柱中心点

基点E 逗子市新宿地先にある不如帰碑石柱南東角

基点F 三浦郡葉山町葉山港西防波堤北東角

基点G 三浦郡葉山町葉山港西中央物揚場北東角

イ Aから 248度 45分 1,800メートルの所(北緯 35度 16分 45.12秒 東経 139度 33分 05.93秒の所)

ロ Cから 226度 19.9分 3,200メートルの所(北緯 35度 16分 47.09秒 東経 139度 31分 35.65秒の所)

ハ Dから 245度 47分 45.2メートルの所

ニ Dから 262度 25分 65.7メートルの所

ホ Dから 288度 00分 127.3メートルの所

ヘ Dから 296度 38分 171.9メートルの所

ト Dから 301度 35分 209.3メートルの所

チ Dから 303度 42分 206.4メートルの所

リ Dから 299度 12分 168.8メートルの所

ヌ Dから 291度 38分 124.2メートルの所

ル Dから 274度 38分 70.4メートルの所

ヲ Dから 260度 41分 49.2メートルの所

ワ Fから 4度 12分 33.7メートルの所

カ Fから 34度 25分 24メートルの所

ヨ Fから 252度 29分 19.3メートルの所

タ Fから 173度 14分 33.3メートルの所

レ Fから 86度 11分 49.5メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ハからヲまでの方位は、DからEを見通した線を、ワからレまでの方位はFからGを見通した線を、それぞれ0度として右回りとする。)

区域 上記のAB、Bイ、イロ及びロCの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌル及びルヲの9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにワカ、カヨ、ヨタ、タレ及びレワの5直線によって囲まれた区域を除く。

エ 関係地区 逗子市

オ 条件 なし

(10) 漁業権の公示番号 共第10号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで

同	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
同	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 鎌倉市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 鎌倉市と逗子市との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 17 分 58.80 秒 東経 139 度 33 分 07.20 秒の所）

基点B 鎌倉市と藤沢市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 藤沢市江の島にある三角点

イ Aから 226 度 19.9 分 3,200 メートルの所（北緯 35 度 16 分 47.09 秒 東経 139 度 31 分 35.65 秒の所）

ロ Bから 187 度 8.8 分 2,700 メートルの所（北緯 35 度 17 分 02.65 秒 東経 139 度 29 分 06.21 秒の所）

ハ Cから 131 度 49.7 分 1,008 メートルの所

ニ Cから 98 度 19.7 分 1,334 メートルの所

ホ Cから 62 度 19.7 分 1,046 メートルの所

へ Cから 61 度 39.7 分 1,006 メートルの所

（方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ及びへBの 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 関係地区 鎌倉市

オ 条件 なし

(11) 漁業権の公示番号 共第 11 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月 1 日から翌年 7 月 31 日まで
同	ひじき漁業	同
同	はばのり漁業	10月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
同	はまぐり漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 藤沢市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 18 分 29.60 秒 東経 139 度 29 分 19.50 秒の所）

基点B 藤沢市片瀬海岸二丁目旧片瀬橋南西端

基点C 藤沢市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 19 分 11.30 秒 東経 139 度 26 分 18.00 秒の所）

基点D 藤沢市江の島にある三角点

イ Dから 61 度 39.7 分 1,006 メートルの所（北緯 35 度 18 分 15.08 秒 東経 139 度 29 分 18.20 秒の所）

ロ Dから 40 度 14.7 分 401 メートルの所（北緯 35 度 18 分 09.53 秒 東経 139 度 28

分 53.43 秒の所)

ハ Dから 139 度 59.7 分 350 メートルの所

ニ Dから 129 度 59.7 分 560 メートルの

ホ Dから 109 度 29.7 分 847 メートルの所

へ Aから 187 度 8.8 分 2,700 メートルの所 (北緯 35 度 17 分 02.65 秒 東経 139 度 29 分 06.21 秒の所)

ト Bから 224 度 13.8 分 2,300 メートルの所 (北緯 35 度 17 分 34.61 秒 東経 139 度 27 分 55.15 秒の所)

チ Cから 191 度 13.1 分 2,000 メートルの所 (北緯 35 度 18 分 07.63 秒 東経 139 度 26 分 02.61 秒の所)

(方位は、真方位による。)

区域 上記のAイ、イロ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ及びチCの 8 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 関係地区 藤沢市

オ 条件 なし

(12) 漁業権の公示番号 共第 12 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月 1 日から翌年 7 月 31 日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
同	はばのり漁業	10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
同	はまぐり漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	なまこ漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 茅ヶ崎市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 茅ヶ崎市と藤沢市との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 19 分 11.30 秒 東経 139 度 26 分 18.00 秒の所）

基点B 茅ヶ崎市と平塚市との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 18 分 55.40 秒 東経 139 度 22 分 27.50 秒の所）

イ Aから 191 度 13.1 分 2,000 メートルの所（北緯 35 度 18 分 07.63 秒 東経 139 度 26 分 02.61 秒の所）

ロ Bから 174 度 13 分 2,000 メートルの所（北緯 35 度 17 分 50.81 秒 東経 139 度 22 分 35.47 秒の所）

（方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ及びロBの3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 関係地区 茅ヶ崎市

オ 条件 なし

(13) 漁業権の公示番号 共第 13 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
同	さるぼう漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	なまこ漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 平塚市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 平塚市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 18 分 55.40 秒 東経 139 度 22 分 27.50 秒の所）

基点B 平塚市と中郡大磯町との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 18 分 43.50 秒 東経 139 度 19 分 46.00 秒の所）

基点C 平塚市地先の国立大学法人東京大学海洋アライアンス機構平塚沖総合実験タワー中心点（北緯 35 度 18 分 19.80 秒 東経 139 度 20 分 45.20 秒の所）

イ Aから 174 度 13 分 2,000 メートルの所（北緯 35 度 17 分 50.81 秒 東経 139 度 22 分 35.47 秒の所）

ロ Bから 164 度 28.1 分 2,000 メートルの所（北緯 35 度 17 分 40.95 秒 東経 139 度 20 分 07.18 秒の所）

(方位は、真方位による。)

区域 上記のAイ、イロ及びロBの3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Cを中心として半径50メートルの円周によって囲まれた区域を除く。

エ 関係地区 平塚市

オ 条件 なし

(14) 漁業権の公示番号 共第14号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	はまぐり漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	なまこ漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 中郡大磯町から同郡二宮町までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 中郡大磯町と平塚市との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯35度18分43.50秒 東経139度19分46.00秒の所)

基点B 中郡大磯町と同郡二宮町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 中郡二宮町山西の押切橋中央

基点D 中郡大磯町大磯港西防波堤護岸に設置した石柱(神奈川県漁場基点第165号)

イ Aから 164度28.1分2,000メートルの所(北緯35度17分40.95秒 東経139度20分07.18秒の所)

ロ Bから 164度28分1,000メートルの所(北緯35度17分19.75秒 東経139度16分20.60秒の所)

ハ Cから 157度04分1,325メートルの所(北緯35度16分44.61秒 東経139度14分35.80秒の所)

ニ Cから 157度04分の線と最大高潮時海岸線との交点(北緯35度17分18.70秒 東経139度14分17.91秒の所)

ホ Dから 349度30.4分 468メートルの所

ヘ Dから 358度25.4分 408メートルの所

ト Dから 41度25.4分 318メートルの所
 チ Dから 45度30.4分 244メートルの所
 リ Dから 83度55.4分 199メートルの所
 ヌ Dから 183度55.4分 78メートルの所
 ル Dから 281度18.4分 327メートルの所
 ヲ Dから 286度5.4分 417メートルの所
 (方位は、真方位による。)

区域 上記のアイ、イロ、ロハ及びハニの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
 ただし、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リヌ、ヌル及びルヲの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 関係地区 中郡大磯町及び二宮町

オ 条件 なし

(15) 漁業権の公示番号 共第15号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 小田原市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 中郡二宮町山西の押切橋中央

基点B 小田原市前川と同市国府津との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 小田原市地先酒匂橋中央にある鋼製伸縮継ぎ手の下流端中央から同橋の下流端に沿って
東側へ0.8メートルの所

基点D 小田原市早川と同市石橋との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点E 小田原市と足柄下郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 10 分
44.10 秒 東経 139 度 08 分 13.60 秒の所）

基点F 小田原市小田原漁港（以下「小田原漁港」という。）南防波堤先端南角

基点G 小田原漁港東防波堤先端南角

イ Aから 157 度 04 分の線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 17 分 18.70 秒
東経 139 度 14 分 17.91 秒の所）

ロ Aから 157 度 04 分 1,325 メートルの所（北緯 35 度 16 分 44.61 秒 東経 139 度
14 分 35.80 秒の所）

ハ Bから 157 度 11.8 分 1,000 メートルの所（北緯 35 度 16 分 20.49 秒 東経 139 度 13
分 24.23 秒の所）

ニ Cから 153 度 29.8 分 1,612 メートルの所（北緯 35 度 15 分 01.18 秒 東経 139 度 11
分 21.15 秒の所）

ホ Dから 89 度 12.4 分 800 メートルの所（北緯 35 度 13 分 45.05 秒 東経 139 度 09 分
05.93 秒の所）

へ 北緯 35 度 12 分 28 秒 東経 139 度 9 分 9 秒の所

ト 北緯 35 度 11 分 40 秒 東経 139 度 9 分 0 秒

チ 北緯 35 度 11 分 20 秒 東経 139 度 8 分 62 秒の所

リ 北緯 35 度 10 分 55 秒 東経 139 度 8 分 46 秒の所

ヌ Eから 87 度 14.3 分 800 メートルの所（北緯 35 度 10 分 45.677 秒 東経 139 度 8 分
46.313 秒の所）

ル Fから 131 度 30 分 3 メートルの所

ヲ Fから 55 度 30 分 31 メートルの所

ワ Fから 45 度 45 分 138.5 メートルの所

カ Fから 21 度 30 分 191.5 メートルの所

ヨ Fから 18 度 30 分 197.5 メートルの所

タ Fから 6 度 30 分 205 メートルの所

（方位は、真方位による。ただし、ルからタまでの方位は、FからGを見通した線を 0 度
として右回りとする。）

区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チリ及びビリヌの 9 直線、ヌとEを結ん
だ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Fル、ルヲ、ヲワ、ワカ、
カヨ及びヨタの 6 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 関係地区 小田原市

オ 条件 なし

(16) 漁業権の公示番号 共第 16 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 小田原市と足柄下郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 足柄下郡真鶴町岩と同町真鶴との境界線と最大高潮時海岸線との交点

イ 最大高潮時海岸線から沖合 800 メートルの線と上記のAから 87 度 14.3 分の線との交点
(北緯 35 度 10 分 45.677 秒 東経 139 度 8 分 46.313 秒の所)

ロ 北緯 35 度 10 分 33 秒 東経 139 度 9 分 7 秒の所

ハ 北緯 35 度 10 分 3 秒 東経 139 度 9 分 17 秒の所

ニ 北緯 35 度 9 分 50 秒 東経 139 度 9 分 11 秒の所

ホ 北緯 35 度 9 分 35 秒 東経 139 度 9 分 14 秒の所

へ 最大高潮時海岸線から沖合 800 メートルの線と上記のBから 94 度 14.3 分の線との交点
(北緯 35 度 9 分 27.817 秒 東経 139 度 9 分 8.271 秒の所)

区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ及びへBの7直線並びに最大高潮時海岸線とによって
囲まれた区域(方位は、真方位による。)

エ 関係地区 足柄下郡真鶴町岩

オ 条件 なし

(17) 漁業権の公示番号 共第 17 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡真鶴町真鶴地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 足柄下郡真鶴町岩と同町真鶴との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 09 分 27.70 秒 東経 139 度 08 分 37.60 秒の所）

基点B 足柄下郡真鶴町真鶴にある戎埼に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 202 号）

基点C 足柄下郡真鶴町笠島南東端

基点D 足柄下郡真鶴町真鶴にある黒埼に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 203 号）

基点E 足柄下郡真鶴町と同郡湯河原町との境界線と最大高潮時海岸線との交点（北緯 35 度 08 分 55.80 秒 東経 139 度 08 分 15.00 秒の所）

イ Aから 94 度 14.3 分 200 メートルの所（北緯 35 度 09 分 27.21 秒 東経 139 度 08 分 45.49 秒の所）

ロ Aから 94 度 14.3 分 800 メートルの所（北緯 35 度 09 分 25.77 秒 東経 139 度 09 分 09.14 秒の所）

ハ イとニを結んだ線上でイから 600 メートルの所（北緯 35 度 09 分 18.75 秒 東経 139 度 09 分 06.84 秒）

ニ Bから 80 度 44.3 分 1,000 メートルの所（北緯 35 度 08 分 55.21 秒 東経 139 度

10分 06.23秒の所)

ホ Cから 144度14.2分 400メートルの所(北緯35度08分02.97秒 東経139度09分59.75秒の所)

へ Dから 194度14.2分 500メートルの所(北緯35度08分11.68秒 東経139度08分58.63秒の所)

ト Eから 154度14.2分 850メートルの所(北緯35度08分30.94秒 東経139度08分29.61秒の所)

(方位は、真方位による。)

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト及びトEの8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 関係地区 足柄下郡真鶴町真鶴

オ 条件 なし

(18) 漁業権の公示番号 共第18号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡湯河原町地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 足柄下郡湯河原町と同郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯35度08分55.80秒 東経139度08分15.00秒の所)

基点B 足柄下郡湯河原町吉浜字柏坂1番地小道地藏石燈ろう東端

基点C 神奈川県と静岡県との境界にある千歳橋の下流端中央（北緯 35 度 08 分 30.40 秒 東経 139 度 06 分 38.30 秒の所）

基点D 静岡県熱海市初島灯台中心点

イ Aから 154 度 14.2 分 850 メートルの所（北緯 35 度 08 分 30.94 秒 東経 139 度 08 分 29.61 秒の所）

ロ Bから 144 度 14.2 分 1,000 メートルの所（北緯 35 度 08 分 37.06 秒 東経 139 度 07 分 44.61 秒の所）

ハ Cから 34 度 20 分 1,000 メートルの所（北緯 35 度 08 分 14.49 秒 東経 139 度 07 分 12.79 秒の所）

（方位は、真方位による。ただし、ハの方位は、CからDを見通した線を 0 度として左回りとする。）

区域 上記のアイ、イロ、ロハ及びハCの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 関係地区 足柄下郡湯河原町

オ 条件 なし

5 保全沿岸漁場に関する事項

なし